

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成20年3月31日
京都市条例第63号）（市会事務局政務調査課）

政務調査費の使途の明確化を図るため、政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び経理責任者並びに議員が議長に対して行う報告書等の提出に関し、次のとおり必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

- 1 報告書に添えて提出する書類の範囲を次のとおり改定します。

改正前	改正後
1件につき50,000円以上の支出（人件費又は事務所費に該当するものを除く。）に係る領収書又は当該支出の事実を証する書類の写し	すべての支出に係る領収書又は支出の事実を証する書類の写し

- 2 政務調査費に係る報告書に記載する政務調査費の支出の区分のうち、その他の経費を廃止するとともに、研修研究費、会議費及び広報費を会議研修費及び広報広聴費に再編します。

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市条例第63号

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号列記以外の部分中「1件につき50,000円以上の支出（第3号コ又はサに該当するものを除く。）に係る」を削り、「当該支出」を「支出」に改め、「の写し」を削り、「いう。）」の右に「の写し」を加え、同項第3号イを次のように改める。

イ 会議研修費

第12条第1項第3号エを次のように改める。

エ 広報広聴費

第12条第1項第3号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、コをケとし、サをコとし、シを削り、同条第2項各号列記以外の部分中「領収書等」の右に「の写し」を加える。

第14条中「領収書等」の右に「の写し（以下「収支報告書等」という。）」を加える。

第15条第1項及び第16条（見出しを含む。）中「収支報告書及び領収書等」を「収支報告書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に政務調査費の交付を受けた会派又は議員について適用し、同日前に交付を受けた会派又は議員については、なお従前の例による。

(市会事務局政務調査課)